

年末調整に必要な書類は 月 日 ( )  
までに提出してください。

ご記入ください(全員)

平成 24 年分扶養控除等申告書 (平成 23 年 12 月 31 日現在)

※奥様、お子様等がパート、アルバイトなどしている場合は

今年1年分の収入予定金額を必ずご記入ください

配偶者特別控除・保険料控除申告書

※住所氏名を記入し、該当する下記の書類を添付してください。

ご用意ください(該当する方)

生命保険料控除証明書

地震(損害)保険料控除証明書

国民年金支払証明書(別に領収書のある方は添付してください)

国民健康保険料納付資料

小規模企業共済掛金控除証明書

前職分の源泉徴収票(中途入社の方のみ)

住宅借入金等特別控除関係資料

- ① 借入残高証明書(金融機関に手配願います)
- ② 住宅借入金等特別控除申告書(税務署から送付)

お問い合わせは…



# 平成23年分 保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書の書き方

平成23年分 給与と所得者の保険料控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成23年分 給与と所得者の保険料控除申告書 兼 給与と所得者の配偶者特別控除申告書

所轄税務署長 <b>麴町</b>	給与の支払者の名称(氏名) <b>株式会社〇〇〇〇</b>	(フリガナ) あなたの氏名 <b>ワタナベ タダシ 渡辺 正</b>
税務署長	給与の支払者の所在地(住所) <b>東京都千代田区霞が関3-1-1</b>	あなたの住所 <b>東京都杉並区成田東4-15-8</b>

あなたの所得が給与と所得だけで、給与の収入金額が12,315,790円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

## ◆ 給与と所得者の保険料控除申告書 ◆

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	保険料等の金額(控除後の金額)	支払者の確認印
△△生命	養老	10年	渡辺 正	渡辺弘美 妻	92,400 円	
□□生命	〇〇年金	30年	渡辺 正	渡辺 正 本人	48,000 円	
合 計					① 92,400 円	
合 計					② 48,000 円	

保険金等の受取人はあなた本人又はあなたの配偶者や親族であることが必要です。

一般の生命保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれの金額に応じて計算します。

控除額	控除額	控除額	控除額	控除額
①又は②の金額	控除額の計算式	①又は②の金額	②個人年金保険料	計(①+②)
25,000円以下	②又は③の金額	の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額(最高50,000円)	③の金額を左の計算式に当てはめて計算した金額(最高50,000円)	(最高50,000円)
25,001円から50,000円まで	④又は⑤の金額	④又は⑤の金額	④又は⑤の金額	
50,001円から100,000円まで	⑥又は⑦の金額	⑥又は⑦の金額	⑥又は⑦の金額	
100,001円以上	一律に50,000円			
48,100 円	48,100 円	36,500 円	84,600 円	

$92,400 \text{円} \times 1/4 + 25,000 \text{円} = 48,100 \text{円}$

$48,000 \text{円} \times 1/2 + 12,500 \text{円} = 36,500 \text{円}$

## ◆ 給与と所得者の配偶者特別控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 **7,700,000 円**  
(1,000万円を超える場合は申告できません。)

(フリガナ) 配偶者の氏名 **ワタナベヒロミ 渡辺弘美**

あなたの配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所

○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。  
あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、本欄の双方が互いに配偶者特別控除を受けることはできません。

この申告書は、平成23年9月1日現在の所得税法に基づいて作成されています。裏面の説明をお読みください。地震保険料又は旧長期損害保険料の控除の対象となる場合は、裏面の説明をお読みください。

所得の種類	金額(見積額)	必要経費等	所得金額(④-⑤)
給与所得①	1,170,000 円	650,000 円	520,000 円
事業所得②			
雑所得③			
配当所得④			
不動産所得⑤			
退職所得⑥			
①～⑥以外の所得⑦			
配偶者の合計所得金額(①～⑦)			

次の①②のように配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額が38万円以下の人、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。  
① 配偶者の所得が給与だけで、その給与の収入金額が103万円以下である人  
② 配偶者の所得が公的年金等だけで、その公的年金等の収入金額が158万円以下(配偶者の年齢が65歳未満の場合は収入金額108万円以下)である人

保険等の対象となった	保険等の契約者の氏名	保険料等の金額(控除後の金額)	支払者の確認印
××火災 地震(建物)	渡辺 正	42,000 円	本人
▲▲火災 積立傷害	渡辺 正	14,800 円	本人
③の金額		42,000 円	
④の金額		14,800 円	
⑤の金額		50,000 円	

地震保険料の金額の合計額 = 控除額 (最高 50,000 円)

$14,800 \text{円} \times 1/2 + 5,000 \text{円} = 12,400 \text{円}$

$42,000 \text{円} + 12,400 \text{円} = 54,400 \text{円} \rightarrow \text{最高 } 50,000 \text{円}$

国民年金の保険料などのようにあなたが直接支払った社会保険料を記載します。給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。

配偶者特別控除額の早見表

A 欄の金額	控除額 B
0円から 380,000円まで	0円
380,001円から 399,999円まで	380,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円
450,000円から 499,999円まで	340,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円
550,000円から 599,999円まで	210,000円
600,000円から 649,999円まで	160,000円
	110,000円
	60,000円
	30,000円
	0円

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

これは「旧長期」の文字のままであります。

26万円